

米切手による年貢代納——萩藩を事例に——

山 本 一 夫

はじめに

本稿は、諸藩が蔵米の引換券として発行した米切手について、年貢の代納に注目しながら、その地域経済における機能を検討するものである。

米穀は、米納年貢制のもと領主財政の根幹となる、近世の最重要商品であり、その流通をめぐっては、紙幅の関係から省略するが、全国市場や中央市場を中心に豊富な研究蓄積がある。近年では、原直史氏（越後国）・多和田雅保氏（信濃国）・平野哲也氏（下野国）・高橋伸拓氏（上総国）・安部伸哉氏（後述）らによって、地域的米穀流通の実態も解明されている。ただ、その中で対象地域とされたのは概ね所領が錯綜し、領主の統制が弱い地域であった。そのため、在払や年貢金納などによって蔵米（領主米）が地域内で売却され、納屋米（地主作徳米）とともに地主が商品として取り扱うなど、地主が米穀流通におけるヘゲモニーを握っていた¹⁾。

それに対し、西日本の瀬戸内などでは大規模な藩が配置され、藩が城下町をはじめとする蔵に年貢米を集積させるなど、米穀流通に対する領主の統制の比重が大きかった。実際、本稿で扱う萩藩では、地主は高率の年貢負担に加え、厳格な米穀流通統制により作徳米を自由に売買できず、地主制発展が制約されたことが指摘されている。このように、所領

が錯綜した地域と大規模な藩領では米穀流通構造が全く異なっていたと考えられ、別個の検討が必要と言えるが、西日本の大藩における米穀流通を検討した研究は管見の限り多くない。萩藩を例にとると、小川国治氏・田中誠二氏・伊藤昭弘氏らが領内湊町での蔵米売却や藩の「飢餓移出」的な大坂廻米、木部和昭氏らが豪農の作徳米販売についてそれぞれ明らかにしているが²⁾、前者は藩財政、後者は豪農経営の観点からの言及であり、必ずしも米穀流通自体に焦点を当てたものではなかった。最新の成果である安部氏の研究は、萩藩の俸禄米の取引制度を詳細に解明したものであり、米切手と領民の飯米・酒造米需要との関係や、今回取り上げる米切手による年貢上納など⁴⁾、地域側の動向も視野に含まれており重要である。ただ、主要な関心は藩の米価政策であり、米穀流通における藩・地域の統一的把握は依然として課題と言える。

近世流通史においては、領主的流通と民間流通との対抗関係という古典的な図式が存在したが、その後再検討が進められている⁵⁾。また近年、領主財政と地域経済との相互関係に関する研究が進展している⁶⁾。本稿で扱う米穀は、年貢すなわち領主的商品として領主財政の根幹となる一方、食糧・酒造原料という形で民間流通・地域経済にも関わる商品であり、その流通の分析は領主と地域との関係性の一端を検討することにつながるものと考ええる。さらに米穀は、藩士への俸禄支給に用いられ、また下

層民を含めた諸階層によって消費されるため、単に領主と地域との関係のみならず、藩士・下層民といった領主・地域それぞれの内部構造まで視野に入れた検討が可能になると思われる。

そのように、米穀を通じて領主と地域との相互関係を検討する作業の一環で、本稿で注目するのが、米切手による年貢代納である。蔵米の引換券である米切手は、諸藩が大坂蔵屋敷での蔵米売却の際に発行したものが有名であるが、諸藩国元でも藩士への俸禄米支給などの際に発行されていた。筆者は以前、津山藩（美作国）を事例に、米価高騰時に藩が商人の所有する米切手を売却させるという形で、米切手が食糧の需給調整機能を果たしていたことを指摘した⁽⁷⁾。ただ、津山藩は比較的小規模な譜代の藩であり、また対象地域が城下町に、対象時期が天保飢饉などの非常時にそれぞれとどまっていた。一方、今回フィールドとする萩藩は周防国・長門国一円を支配した外様の大藩であり、かつ年貢代納という在方を含めた恒常的な行為を検討することで、対象とする地域・時期を拡大できる。蔵米の引換券である米切手が年貢代納という形で地域経済に果たした役割を検討することは、先述のように領主と地域との相互関係の把握にもつながるものと考えられる。

一 萩藩の米切手と年貢代納

(一) 米切手の発行・流通

萩藩の地方支配は当職（家老）配下の郡奉行が担当した。藩は領内を宰判という行政ブロックに分割し（図1）、宰判ごとに郡奉行配下の代官を置いたが、代官は通常萩城下に在住し、実際の宰判行政は勘場（代官所）に常駐する大庄屋らが担った⁽⁸⁾。

まず前提として、萩藩の米切手について、安部氏の研究に依拠しながらその概要を確認したい。米切手は藩の当職裏判役から藩士へ俸禄米と

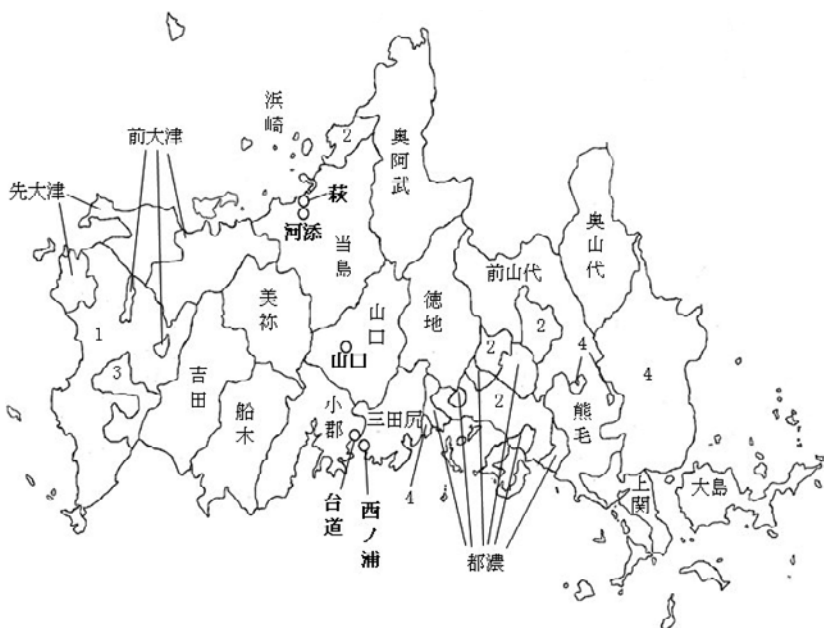


図1 萩藩領の宰判配置

出典：『防長風土注進案 研究要覧』。

註：1は長府藩領、2は徳山藩領、3は清末藩領、4は岩国藩領を指す。大島・奥山代・前山代・上関・熊毛・都濃・三田尻・徳地・山口・小郡宰判は周防国、船木・吉田・美祿・先大津・前大津・当島・浜崎・奥阿武宰判は長門国。

して支給された。米切手の券面には支給対象の藩士・石数・発行年月日・蔵米を受け取る宰判が記されていた。藩士は米切手を換金し、米切手は仲買の仲介によって米商人・酒造家・農家・町家へ流通した。最終的に、所持者が各宰判の代官所へ持ち込み、村の指定を受けて、その村の米蔵から正米を受け取った。蔵米払い出しの期限は翌年五月であった。⁽⁹⁾年貢米を城下町などの蔵に集中する藩と異なり萩藩では、年貢米を瀬戸内側に津出しする南前地域と日本海側に津出しする北前地域とがあり、基本的に南前地域の年貢米は大坂に運送され、北前地域の年貢米は萩の蔵に納められた。そのような地理的条件のもとでは、村段階で蔵米の払い先を仕分けることで蔵米の移動を最小限にする仕組みは合理的であったと評価されている。⁽¹⁰⁾

より具体的に米切手の券面や流通の実態を示すものとして、先行研究では管見の限り用いられていない、米切手の紛失に関する史料を参照してみた。それらを表1にまとめた。まず、米切手の券面に関しては、引き換えられる蔵米の量・発行対象の藩士・宛先の宰判が記されており、先行研究を裏付ける。

1〜3は正徳期の触で、紛失した米切手について、発見した場合は申し出るよう命じたものであるが、その際「右の御切手質二置候歟、売払候もの於有之は」(1)・「自然御切手買得仕候者、質二取候者、又拾ひ候もの等有之候ハ、」(3)など、米切手の購入や質入れを想定した文言が見られる。すなわち、少なくとも一八世紀前半にはすでに、藩士宛ての米切手が売買されたり融資の担保として利用される、という実態が存在したことが窺える。

一世紀ほど時期が下るが、文化・文政期にも米切手の紛失に関する触がまとまって確認できる(4〜16)。これらは、米切手を紛失したため「調替」(交換)を願い出たのに対し、「過料被召上、調替被仰付、最前之分

通用被差留」、すなわち罰金を徴収したうえで米切手を新規発行し、紛失した米切手については効力を停止することを、郡奉行から諸宰判の代官へ触れたものである。出願者には米切手の発行対象の藩士のほか、藩士から米切手を「買得」(購入)した町人・百姓などが見え、藩士宛ての米切手が萩城下(図2)・在方で流通する様相が確認できる。また、「途中」の表現が散見される点から、交換の申請者は宛先の宰判に赴いて正米に引き換える予定であったことが示唆され、彼らは食糧など実需目的で米切手を入手していたことが窺える。

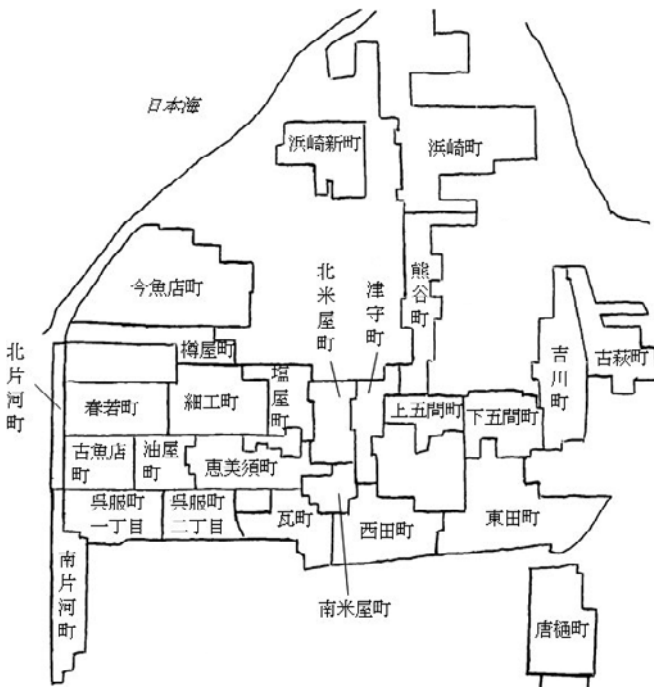


図2 萩城下の町人町配置図

出典：山口県編『山口県史 史料編 近世四』同、2008年、11頁。

註：武家町および一部の町人町などは省略した。

表1 紛失の事例に見る米切手の券面

	引き換えられる蔵米の量	発行対象の藩士	宛先の宰判	紛失時の携行者	紛失の経緯	触の年月
1	3石5斗7升	粟屋十郎右衛門	熊毛	粟屋孫右衛門(大組) 家来重留甚兵衛	熊谷町於風呂屋盗れ申	11月 (正徳4~5年)
	2石8斗1升	中村三郎右衛門	奥阿武			
2	2石5斗	福原与三左衛門(大組)	美祿	—	—	3月 (正徳5年)
3	2石	福原右内(大組)	吉田	右内召仕の家来甲斐田番三	朝飯後使ニ差出候処、右式通の御切手取逃申	8月 (正徳2~4年)
	2石2斗3升					
4	4斗3升8合	坪井甚右衛門(無給通)組 160人	当島	坪井甚右衛門組繁右衛門	所持之處、途中ニおゐて取落し	文化11年9月
5	20石4斗	仲平左衛門(大組)	山口	片河町々人伊藤半九郎	買得致所持居候処、於家内令紛失	文化12年3月
6	4石	井原孝太郎	山口	唐樋町々人白井長左衛門	買得令所持候処、於家内紛失	文化12年4月
7	1石6斗	長屋又左衛門	奥阿武	上五間町々人西村市助	令買得、途中ニおゐて取落	文化13年3月
8	2石	御厩之者111人	山口	御厩之甚左衛門	令所持候処、於家内致紛失	文化13年11月
9	8斗7升6合	御小人22人	御藏	御小人源太郎	致所持居候処、於家内致紛失	文化15年3月
	8斗7升6合		当島			
10	8斗7升	有吉権平組70人	小郡	有吉権平組利兵衛	小郡江取帰り候節、於途中取落シ	文政元年12月
11	9石	富木八郎右衛門	奥阿武	河添百姓庄吉	令買得候処、途中ニおゐて取落	文政2年正月
12	2石	香取留五郎	当島	香取春平	令所持候処、於途中取落し	文政2年2月
	2石3斗7升5合		美祿			
13	4斗3升6合	木梨喜左衛門(大組)組21人	御藏	木梨喜左衛門組新吉	令所持候処、於家内ニ紛失	文政2年閏4月
14	4斗3升8合	渡辺武右衛門組31人	美祿	瓦町々人沢村正左衛門	買得所持之處、於家内令紛失	文政3年4月
15	2石9斗6升	山県源右衛門(三十人通)	小郡	小郡台道村白生喜介	買得令所持、於家内紛失	文政4年3月
16	8斗7升6合	中嶋九郎兵衛(無給通)組 111人	当島	今魚店町々人末益庄藏	買得令所持、於途中ニ取落	文政4年9月

出典：1~3は「二十八冊御書付」(山口県文書館編『山口県史料 近世編 法制上』同、1976年、714頁)、4~16は「諸御書付控」巻23(毛利家文庫40法令138、山口県文書館所蔵)。「二十八冊御書付」(毛利家文庫)は、延享期ごろに郡奉行所が地方支配関係の触達などを収録したもの(山崎一郎『山口県史料』未収録「二十八冊御書付」記事目録(『山口県文書館研究紀要』27、2000年、85頁)。「諸御書付」(毛利家文庫)は、郡奉行所が、18世紀以降の郡奉行宛での触達などを、前半(元和~文化期)は項目別、後半(寛政~安政期)は編年で収録したもので(山崎一郎「毛利家文庫・法令138「諸御書付」について」(『山口県文書館研究紀要』25、1998年)、82~84頁)、閲覧にあたっては、国文学研究資料館所蔵のマイクロフィルム紙焼本を利用した。「二十八冊御書付」については触の年代が明記されておらず、宛先として示されている宰判の代官の在任期間(『防長風土注進案 研究要覧』、223~270頁)から比定した。

註：藩士の階層について、1~3・5・13は山口県文書館編『山口県文書館史料目録2』同、1965年、4・20・42・50頁、4・16は樹下明紀・田村哲夫編『萩藩給禄帳』マツノ書店、1984年、451・509頁を参照した。前者は享保~安永期、後者は安政~明治期の史料をそれぞれ典拠としているため、表の本人ではなく同家の何代か前あるいは後の人物の可能性があり、あくまで参考のために示した。山県源右衛門(15)は小郡宰判台道村の在郷諸士として記載されている(『防長風土注進案 研究要覧』、287頁)。個別の藩士ではなく組に宛てて発行された米切手も見えるが、森下徹氏は、藩士の組ごとに切米・扶持の米切手を換金する問屋が存在し、組は問屋から米切手を抵当に融資を受けていたことを指摘している(森下徹『近世瀬戸内海地域の労働社会』漢水社、2004年、29頁)。御藏(9・13)は萩城下の蔵とみられる。

(二) 米切手代納をめぐる藩の方針

以上のような形で流通していた米切手が、年貢代納に用いられるようになったが、管見の限り、米切手による年貢代納（以下、便宜的に「米切手代納」と表現する）に言及されているもともと古い史料は、宝暦四年（一七五四）の当職（家老に相当）梨羽・益田から吉田代官国司への指示である。

【史料一】（御書付其外後規要集）⁽¹¹⁾

御儉約二付御書付の写

一、地下御所務米上納の儀は、御切手を以相納候様ニハ不相成仕法の由ニ候へ共、いつとなく其仕法相立兼、御蔵入・諸給領共ニ御切手上納の儀申出、無扨分ハ被差免来候所ニ、当年よりハ右の類容易ニ不被及御沙汰候、然共於御代官所至極被遂御詮議、何そ目立候変有之現米上納不相成ニ極り候ハ、其筋委敷被申出次第令詮議、依趣ニ少々々の儀共ハ被差免義も可有之候、然其他郡御切手を以上納は不被仰付候、御切手の儀ハいつれも現米同様ニ立用相成段ハ勿論の事ニ候へ共、他郡切手ニて上納相成候時ハ於御所帶方差引入組候て目途ニ難相成、彼是他郡切手上納ハ一向不被仰付候、且御蔵入・給領共纒の義ニても代銀上納等の儀は全不被差免候事

右前書の趣を以、向後相違無之様ニ可有沙汰候、尤御役入替りの節ハ此趣後役之能々可被相伝候、已上

宝暦四戌ノ八月三日

梨羽広言
梨頼母
益田広道
益隼人

国司喜兵衛殿

年貢米を米切手で上納することは禁止されているが、いつからとなく禁令が守られなくなり、藩直轄領・給領ともに米切手で年貢上納を願

い出ている。やむを得ない分は許可してきたが、今年からは容易には認めないこととする。ただ、宰判の代官所において調査し、特殊な事情により正米での上納が困難だと判断された場合は、その旨を詳しく申し出れば、少しならば認めることとする。ただし、他郡切手での上納は認めない。米切手はいずれも正米同様に通用するが、他郡切手で上納した場合は所帯方（他藩の勘定所に相当）での計算が複雑となるからである。代銀での上納も一切認めない。

このように藩は米切手代納を原則として禁止しており、宝暦期には許可の条件をより厳格にした。特に他郡切手、すなわち他宰判宛ての米切手⁽¹³⁾による年貢代納（以下、便宜的に「他郡切手代納」と表現する）は例外なく禁止されている。その理由は「於御所帯方差引入組」むためとされているが、その詳細について、明和元年（一七六四）の当職裏判役高洲から吉田代官村上への指示を見たい。

【史料二】（御書付其外後規要集）⁽¹⁴⁾、便宜的に①④の番号を付した）

覚

於諸郡給領其外上納米他郡切手を以差出候義、御米御手当有之儀ニ付容易難被差免事ニ候へ共、無扨断ニ付て被差免候儀、然は運賃相添上納相成筈ニ付、北才判の分ハ只今迄も運賃夫々々相備来候処、南才判ニて上納の分運賃一向不相備分も有之、其沙汰区々の事ニ候、

（中略）此度被相改、当年より左の通被仰付候事

一、北宰判の内船廻りの才判ニて上納米の儀ハ、萩を目途ニして、南才判御切手ハ勿論、北才判ニても萩への道法遠き宰判の御切手を以、近き才判え差出候時ハ、其所より萩迄の運賃の内、上納所より萩への運賃差引、残る間欠の所相添取縮被仰付候事…①

一、南宰判の内萩近の才判え上納米、上口才判の御切手を以上納の時ハ、其名前の才判より萩への運賃の内、上納所より萩迄の運賃

差引、残間欠の所上納主より相備候様被仰付候事…②

一、同断の内上口才判にての上納米、萩近の南才判御切手を以差出

候時ハ、其名前の才判より大坂迄の運賃の内、上納所より大坂え

の運賃差引、残る間欠の所上納主より相備候様ニ被仰付候事…③

一、隣才判にて運賃同様の所ハ相欠無之儀ニ付、不及其沙汰事

付り、南宰判えの上納米、北付切手を以差出候時は不及運賃候事

…④

(後略)

明和元申ノ八月 (高洲就忠)
高平七

村上吉兵衛殿

年貢米の他郡切手での上納は容易には認められないが、やむを得ない場合は許可している。しかし、日本海側の宰判では従来も運賃を加えて上納しているが、瀬戸内海側の宰判からの上納では運賃を全く加えていない場合もあり、統一されていないので、いずれも次の通り改める。

①～④について、日本海側のうち萩により近い宰判をA宰判、萩からより遠い宰判をB宰判、瀬戸内海側のうち萩により近い(大坂からより遠い)宰判をC宰判、萩からより遠い(大坂により近い)宰判をD宰判と仮にする(図3)。また、X宰判がY宰判宛での米切手で年貢を代納することを、便宜的にX↓Yと表現する。①A↓C・DあるいはA↓Bの場合、C・DあるいはB↓萩の運賃からA↓萩の運賃を差し引いた差を添えて上納する。②C↓Dの場合、D↓萩の運賃からC↓萩の運賃を差し引いた額を添えて上納する。③D↓Cの場合、C↓大坂の運賃からD↓大坂の運賃を差し引いた額を添えて上納する。④隣接して運賃が同額の宰判宛での米切手で代納する場合、あるいはC↓B・Aの場合は、運賃の差額を上納する必要はない。

先述のように、萩藩では日本海側の宰判の年貢米は萩に、瀬戸内側の

大坂 ○

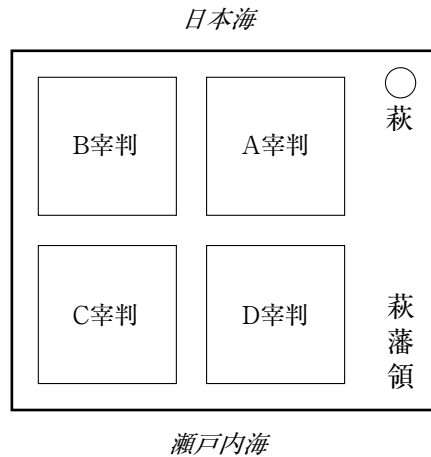


図3 他郡切手代納の運賃差額補填

註：史料二中の「上口才判」は、上方に近い宰判の意と思われる。

宰判の年貢米は大坂に運送していた。そのため、ある宰判が他郡切手で年貢を代納すると、その宰判より遠くの他郡切手の宛先の宰判から萩・大坂に米を運送することになり、正米で納入する場合に比べて運賃がより多くかかってしまう場合があったため、その補填を宰判側に命じている。④の「付り」の部分から窺えるように、C↓B・Aすなわち運賃の差額がマイナスになる場合も宰判側に差額が返還されるわけではなく、改革の目的はあくまで藩の増収であったとみられるが、宝暦四年時点では厳禁されていた他郡切手代納が、運賃の差額補填を条件としながらも承認されており、それだけ需要が大きかったことを示唆する。

(三) 米切手代納と米納の原則

史料三は、他郡切手代納が承認されて以降の、寛政九年(一七九七)

の触である〔御沙汰相成候事〕とあることから、当職あるいは郡奉行から各宰判代官への指示と思われる。

【史料三】〔御書付其外後規要集〕⁽¹⁶⁾

公納米見付不宜、彼是取立差問の申立を以、例年他郡切手上納の願出有之被差免来候、元来米誘へ念を入、現米公納仕候段ハ勿論の儀二て、切手上納ハ容易ニ下よりも願出間敷義、難被遂御宥免をも事二候へ共、実事の間無余儀於筋は御免可被仰付候処、近来才判二寄不都合の申出も有、於下二ハ種々心得違の取計筋も有之様二相聞候、当年は作方宜敷年並二候へは、強て切手上納の願有之間敷哉二候へ共、已来共二無扨儀も有之分ハ、実事の間委敷詮議の上可被申出候、若行形の筋を以不都合の申出も有之分ハ押て減少被仰付候、願出の上余分減少被仰付候てハ差懸り間ニも可相成事二付、先達て相違置候事

右、寛政九巳年御沙汰相成候事

年貢米の作柄が思わしくなく取り立てに差し支える場合は、例年他郡切手代納の願い出を承認してきたが、本来現物の米での上納が原則であり、米切手代納は容易に願い出るものではない。やむを得ない事情がある場合には認めてきたが、近年宰判によって不都合な願い出もあると聞く。今年はや柄が例年並みに良いので、米切手代納は強いて願い出るべきではないが、今後はやむを得ない場合は、事情を詳細に調査したうえで申し出るべきであり、慣例によって不都合に願い出ることは減らすよう命じる。

萩藩では近世を通じ、田方は米納、畑方は銀納を原則としていた。⁽¹⁸⁾ 明和期に他郡切手代納が公認された後でも、年貢は正米での納入が原則であり、米切手代納はあくまで特例措置であるという点が確認されている。また、米切手代納の許可にあたっては年ごとに豊凶を勘案していたこと

に注意したい。

史料一の作成者である当職梨羽広言・益田広道は、宝暦四年六月に当職に就任して、藩士・領民への馳走米賦課などにより財政再建を図っており、史料二の作成者高洲就忠も、当職裏判役として財政再建を目的とする萩藩の宝暦改革の中心となった人物である。⁽¹⁹⁾ 史料一で米切手代納の承認を厳格化したり、史料二で他郡切手代納の際に運賃の差額を補填させているのも、当該期の財政再建の一環であったと思われる。

藤村聡氏は、越後国新発田藩では年貢を正貨や米手形で納める石代納が増加し、藩蔵に正米が収納されなくなつて、大坂廻米停止の大きな理由となつたことを指摘している。⁽²⁰⁾ はじめにで触れたように、萩藩は大坂借銀返済のため「飢餓移出」的な大坂廻米を強いられており、萩藩が米切手代納の統制を図つたのも、大坂廻米のための正米を確保する目的であったと考えられよう。

なお、藤村氏は正貨での石代納と米手形での石代納とを同列に論じているが、史料一で萩藩は、米切手代納はやむを得ない場合承認するものの、年貢の銀納は無条件で認めない、としている。史料一に「御切手の儀ハいつれも現米同様ニ立用相成段ハ勿論の事」という表現も見えるが、米切手はあくまで蔵米の引換券であり、史料二のように運賃の差額の問題も発生したものの、藩は上納された米切手を宛先の宰判で引き換えることにより正米を確保できた。その点で、米切手代納は代銀納と明確に区別される行為であった。

その後、天保二年（一八三一）の天保大一揆で、米切手の取引所である萩城下の相場所が、米価高騰の原因であるとして一揆勢からの廃止要求を受け停止されたが、二年後の天保四年（一八三三）には再開された。安部氏も指摘する通り、当職の相場所再開の通達のなかで、相場所での適正な相場形成が「御家来中売切手」のほか「町家・諸郡上納切手」の

ために必要であるとされている⁽²¹⁾。天保期の時点では、米切手代納が地域経済に不可欠なものとして組み込まれていたが、本章で見たように、その承認までには紆余曲折が存在した。

二 他郡切手代納と地域経済

(一) 大島宰判・上関宰判における他郡切手代納

前章では他郡切手代納をめぐる藩側の政策を確認したが、本章では地域側における他郡切手代納の実態や出願の目的を検討したい。「防長風土注進案」によると、表2のように、瀬戸内海沿岸部の大島宰判・上関宰判(図4)では他郡切手代納が広範に認められていた⁽²²⁾。両宰判は領内でも特に非農化・商業化が進んだ地域で、人口著増地域でもあり、ほぼすべての村で必要食糧を供給できておらず、諸稼ぎによる銀収入で他郡・他国から食糧を購入していた⁽²³⁾。

具体的に、他郡切手代納にはどの宰判宛ての米切手を用い、いかなる手段で購入したのであるか。表3に、一定期間にわたり年貢の請払一紙が残されている上関宰判室津村・尾国村を対象に、文政〜天保期の「他郡御切手上納被差免」すなわち他郡切手代納が許可された石数の変遷を示した。土貢米すなわち年貢高が概ね固定されているのに対し、他郡切手代納の量や米切手の宛先の宰判は一定していない。史料三から、毎年作柄などを考慮して量を決定していたと考えられる。

代納に用いる米切手の調達方法が窺える史料として、安政元年(一八五四)に波野村庄屋竹内七郎右衛門が室津浦年寄吉崎栄次郎に宛てた書状では、「御切手之内南彦石九升五合御承取買付之儀、萩今申来候」「御入銀御使次第御送銀被成

表2 「防長風土注進案」に見る他郡切手代納

大島宰判			
村名	村高(石)	並米(石)	他郡切手代納(石)
久賀村	3,858	1,494	271
同浦	81	—	80
日前村	620	247	58
西方村	961	315	50
森村	536	132	10
平野村	399	129	35
内入村	221	59	25
小泊村	164	37	20
地家室	212	19	90
沖家室	124	—	100
安下庄	2,847	962	80
秋村	719	192	35
出井村	209	55	10
戸田村	732	144	50
日見村	695	230	30
外入村	392	117	60
横見村	542	153	20
志佐村	321	14	30
屋代村	4,498	700	100
小松村	1,295	340	200
遠崎村	748	238	200
三蒲村	3,137	665	100
椋野村	1,108	393	50
土井村	449	165	32

上関宰判			
村名	村高(石)	並米(石)	他郡切手代納(石)
麻郷	5,150	963	350
下田布施村	4,152	811	150
波野村	2,350	775	70
大波野村	2,387	858	80
平生村	148	460	75
宇佐木村	2,000	728	70
伊保庄	5,604	1,381	120
佐賀村	1,924	68	70
室津浦	195	—	20

出典：山口県文書館編『防長風土注進案 第1巻(大島宰判 上)』山口県立山口図書館、1961年、同『防長風土注進案 第2巻(大島宰判 下)』同、1961年、同『防長風土注進案 第5巻(上関宰判 上)』同、1962年、『防長風土注進案 第6巻(上関宰判 下)』(頁数は紙幅の関係から省略する)。

註1：並米は、本土貢に付加税を加えた合計額。表3の土貢米も同義(以上、『防長風土注進案 研究要覧』、118~119・142頁)。久賀浦・沖家室・室津浦では田方がないため並米は課されていない(銀納の諸税はあるが、ここでは省略する)。

註2：本稿でたびたび述べている通り、他郡切手代納は1年ごとに数量が決定され、かつ他郡切手代納をめぐる藩の政策には変遷があったため、表以外の村々でも別の時期には他郡切手代納が認められていた可能性がある。

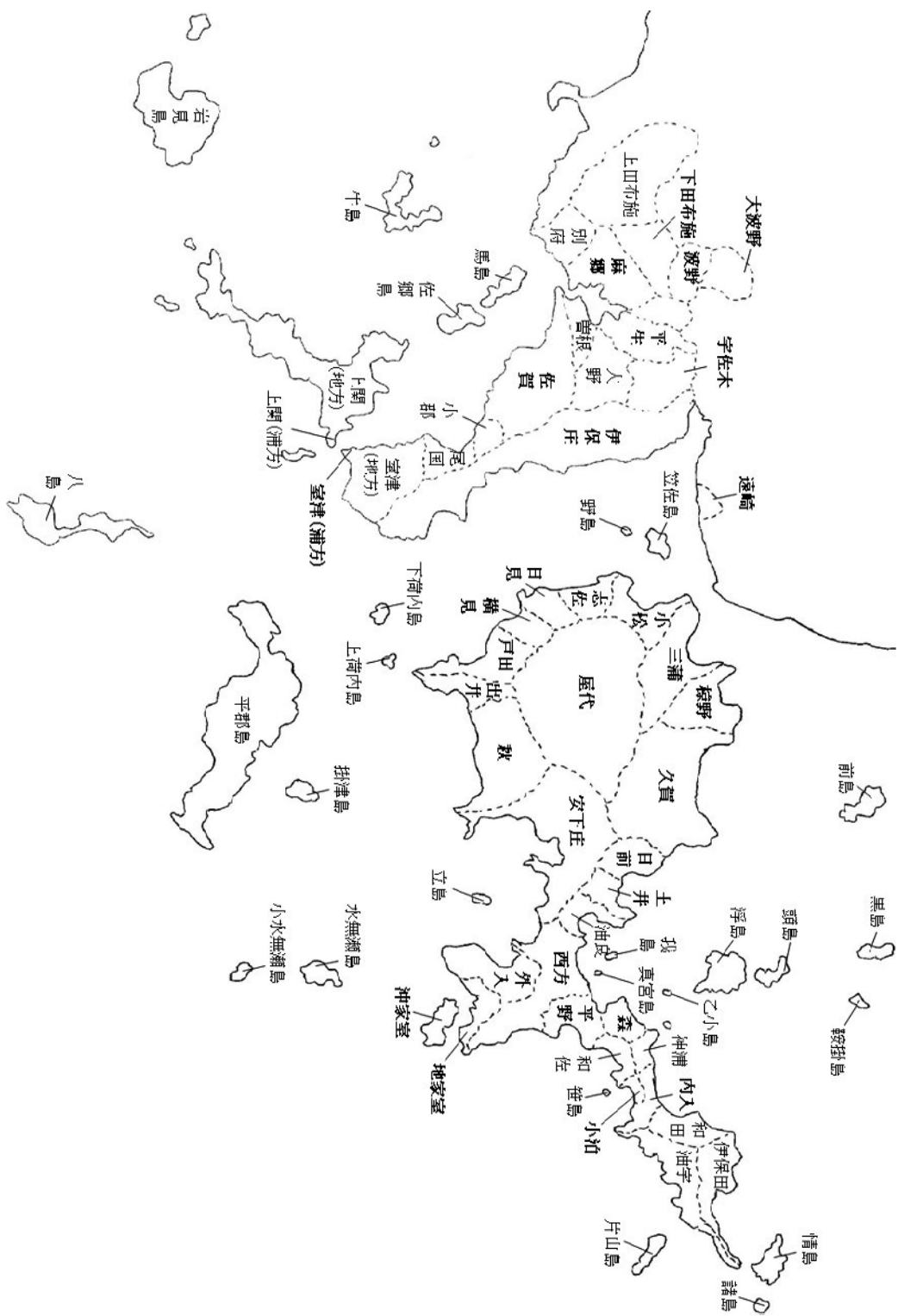


図4 大島宰判・上関宰判の村落配置

出典：『防長風土注進案 研究要覧』。

註：「防長風土注進案」において他郡切手代納が確認できる村（表2）は太字で示した。

表3 室津村・尾国村における他郡切手代納

年代	土貢米(石)	他郡切手代納		出典
		数量(石)	米切手の宛先の宰判	
文政8年	192.80454	31.334	徳地	吉崎家72-1
		21.945	三田尻	
文政9年	192.80454	38.436	船木	吉崎家72-2
文政11年	192.80454	27.1	熊毛	吉崎家72-4
文政12年	192.80454	38.881	船木	吉崎家72-5
天保元年	192.80454	66.3	船木	吉崎家71-1
天保3年	192.80454	59.7	吉田	吉崎家71-3
天保4年	192.80454	17.686	船木	吉崎家71-4
		25.01994	小郡	
天保5年	192.80454	76.5	山口	吉崎家71-5
天保6年	193.43835	50	船木	吉崎家71-6
天保7年	193.43835	186	吉田	吉崎家71-7

出典：吉崎家文書（本文の註25参照）。

註1：小数点以下は順に斗・升・合・勺・才を表す。「防長風土注進案」によると、室津村・尾国村の村高はそれぞれ304石・359石（『防長風土注進案 第6巻（上関宰判 下）』、193・224頁）。

註2：文政10年・天保2年および天保8年以降は、請払一紙は残されているものの他郡切手代納は確認できなかった。「防長風土注進案」でも室津村・尾国村には他郡切手代納は記載されていない。

候ハ、問屋へ差出可申与奉存候」などあり、各宰判は代銀を萩城下の問屋へ送付し、問屋が米切手の購入を代行していたと推測される⁽²⁵⁾。さて、「防長風土注進案」において他郡切手代納は、他国米購入などと並び食糧輸入の項目の一つとして記載されている点が注目される。例えば上関宰判の室津浦では、人口一一五人分の必要な食糧（一人あたり一日四合）一五九〇石のうち、自給可能な分として、「他国米入津御免之分」の米七五石・麦一五石・大豆一〇石・小豆五石に加え、「他郡御切手上納被差免分」の米二〇石・「酒屋御貸米他郡御切手以返納被仰

付分」の米四四石が書き上げられている（斗以下は四捨五入⁽²⁷⁾）。すなわち他郡切手代納は、地域への食糧確保の手段として認識されていた。表3の天保六年（一八三五）を例にとると、藩は室津村・尾国村から上納された船木宰判宛での米切手約五〇石を、船木宰判の村で正米に引き換える。すると室津村・尾国村では、その約五〇石分の米が引き出されることなく地元に残るため、食糧を確保することができる。他郡切手代納は、他国米購入のように直接的な方法ではないが、以上のような間接的な仕組みで食糧確保につながっていた。

（二）災害時の食糧確保と他郡切手

他郡切手の活用による食糧確保は、平時の年貢納入時にとどまらなかった。天保飢饉の最中の天保八年（一八三七）、三田尻塩田の年寄（村役人に相当）らは、食糧不足解消のため藩へ「御売米」を願い出たところ、正月・二月の二回にわたり「他郡御切手納上^(マ)」することを条件に「現御米御引渡し被仰付」と指示された⁽²⁸⁾。売米代を銀ではなく他郡切手で納めさせているのは、年貢と同様藩の正米確保のためと考えられる。

嘉永三年（一八五〇）に萩藩領では大規模な水害が発生したが、翌嘉永四年（一八五二）に大島宰判が提出した願書によると、大島宰判の村々は、「飯料差間」のため藩から蔵米四〇〇石の払い下げを受けた。しかし、新穀収穫の時期になり米相場が下落したことや、払い下げられた米が「虫痛」・「鼠喰」の被害を受けたことで、「御定和市」すなわち藩から指示された相場での売り捌きが難しく、代銀上納が困難になった。そこで、四〇〇石のうち三〇〇石は代銀ではなく他郡切手で返済したいと代官所へ願ひ、承認された。それにより、三〇〇石分は「御定和市」ではなく「当節之和市」すなわち現在の相場で「小民共」に安く払い下げることができるとして⁽²⁹⁾。

山口宰判でも嘉永三年の水害により、例年命じられている围米の新穀への入れ換えについて、「山口付之御切手」のみでは入れ換えが困難になった。そこで、入れ換える米八〇〇石のうち四〇〇石は「他郡御切手取交」て上納し、残り四〇〇石は来年秋まで上納を延期することを願い、認められた。それによって「小躬之者共直安ニ御売米」が可能になる、としている³⁰。以上の通り、他郡切手代納により地元へ食糧用の米穀を確保するという行為は、恒常的な年貢の納入に加え、災害時の対策としても実施されていた。

(三) 他郡切手代納の意義

ここまでの内容を踏まえ、他郡切手代納について、先行研究に対する筆者の見解をまとめたい。

田中氏は、文政十一年（一八二八）の小郡宰判における他郡切手代納に触れ、年貢上納をめぐる宰判間の米切手による貸借が行われており、これは広域行政の進展・年貢米の物件化を表すものとしている³¹。ただ、米納の困難など地域側の事情に対する言及はなく、また行政すなわち藩側はむしろ他郡切手代納の抑制を図っていたことから、「広域行政の進展」という表現は必ずしも適切でないように思われる。西川俊作氏は「防長風土注進案」の分析から、大島宰判における他郡切手代納について、「米余りの他郡（たとえば山口宰判）から米を購入する切手」という名目で年貢米の代銀納を認めていたものと推測しているが、米切手は藩士への俸禄支給のため各宰判宛てに発行されたものであるという点が踏まえられていない。他郡切手代納の分析にあたっては、藩・地域双方への目配りが必要と考える。

西川氏が米切手代納を代銀納と捉えたのに対し、安部氏は、代銀ではなく購入した米切手を米として納めていることから、年貢の買納と捉え

るべきであると主張しており³³、筆者もこれに同意する。年貢の買納については、本城正徳氏の研究がある。買納は、自作米ではなく貨幣で購入した米を年貢として納入する行為であり、瀬戸内諸藩でも綿作の発展などを背景に買納が展開していた。それには①藩が認めた蔵米による買納と、②非合法的他国米買納とがあり、藩が②を禁止したのは、他国米は低品質であり、大坂での年貢米販売に影響するためであったとしている³⁴。本城氏は米切手代納には言及していないが、米切手は蔵米の引換券であるから、①に相当するものと判断できる。一（三）でも触れたが、代銀納ではなく米切手代納であれば、藩は大坂などで販売するための高品質な正米を確保することができた。買納は経済的先進地として綿作などが発展した畿内・瀬戸内双方で確認できるのに対し、藩士の俸禄として支給される米切手による年貢代納は、幕府直轄領をはじめとして小規模な所領が錯綜した畿内には存在しない、瀬戸内の大規模な藩領特有の行為と言えよう。

また先行研究では、田中氏は文政十一年、西川氏・安部氏は天保期ごろの平均値が記載された「防長風土注進案」と、一九世紀のある一時期の史料が典拠とされ、他郡切手代納がやや静態的に捉えられていた。しかし、ここまで述べてきたように、藩は年貢米納の原則から他郡切手代納の抑制を図り、一年ごとに収穫状況を見てやむを得ない場合に限り承認していた。他郡切手代納をめぐるのは、高品質な現物の年貢米を確保しようとする藩側と、地元への食糧確保のため現物の米ではなく代替手段で年貢を納入したい地域側との相克が絶えず存在した。

おわりに

以上、萩藩の年貢制度全体への検討が及ばず、米切手代納の問題のみを取り上げた考察にはとどまったが、本稿の内容を整理するとともに、

若干の展望・課題を示したい。

萩藩では、藩士の俸禄として発行された米切手が商人間で流通し、各宰判で正米に交換された。沿岸部など米が自給できない宰判では、他宰判を宛先とする米切手（他郡切手）を購入して年貢の代わりに納めることを願った。藩も、銀納ではなく米切手での年貢代納であれば、それを宛先の宰判で引き換えることにより正米の年貢を確保できるため、運賃の差額補填などを条件に追認していった。ただ、原則はあくまで現物の納入であり、米切手代納は一年ごとに豊凶などを考慮し特例として承認されるものであった。他郡切手での納入によって地元で米穀を残し食糧を確保する行為は、通常の年貢納入時に加え、災害などの非常時にも機能した。

藩の本来の米切手発行の意図は俸禄支給であり、米切手を各宰判で引き換えさせたのも大坂廻米などの利便性のためであった。しかしそれが、他宰判宛での米切手を年貢代納に用いることで地域の食糧を確保するという、全く異なる目的で利用されることとなった。蔵米の引換券である米切手が、藩よりもむしろ地域側から積極的に利用されており、この点で領主と地域とが相互関係を有していたと考える。

米切手代納は、萩藩のほか広島藩など瀬戸内海沿岸部の諸藩領で広範に見られる⁽³⁵⁾。ただ、本稿で見た他郡切手の問題は、地理的条件から年貢米を城下町などに集積せず各村に残すという方法を採用した萩藩ならではの現象であった。そのように、瀬戸内全体に共通する面と各藩固有の事情との双方に注意しながら、今後他藩における米切手代納についても検討を進めたい。また、本稿では地域の食糧確保というメリットの指摘にとどまったが、米切手代納には、村役人などが年貢代納に用いる米切手の投機的売買を行い、米価が高騰して小前層が困窮する、というデメリットもみられた⁽³⁶⁾。本稿では領主と地域の関係性という点に主眼を置いたが、

今後はそのような地域側の内実にも注意した分析を課題としたい。

註

- (1) 以上、原直史「越後巨大地主と流通市場」（小林昌二監修、原直史・大橋康二編『日本海域歴史大系 第五巻 近世篇二』清文堂出版、二〇〇六年）、一五三頁、多和田雅保『近世信州の穀物流通と地域構造』山川出版社、二〇〇七年、二四七頁、平野哲也「関東主穀生産地帯における米の生産・流通と消費の諸相」（渡辺尚志編『生産・流通・消費の近世史』勉誠出版、二〇一六年）、五八・七八・七九頁、高橋伸拓「近世後期における在払米の展開と酒造業」（『関東近世史研究』八三、二〇一九年）、四八・四五頁など。
- (2) 木部和昭「幕末期小郡宰判における豪農経営とその特質」（渡辺尚志『幕末維新期萩藩村落社会の変動』岩田書院、二〇〇二年）、一九六―一九八頁。
- (3) 小川国治「転換期長州藩の研究」思文閣出版、一九九六年、一七二―一七三・二一四―二一八頁、田中誠二「萩藩財政史の研究」塙書房、二〇一三年（以下、「田中前掲書a」とする）、三〇一頁、伊藤昭弘「藩財政再考」清文堂出版、二〇一四年、一六二頁、木部前掲論文、一九六―一九八・二〇六―二二二頁など。
- (4) 安部伸哉「一九世紀の地方米市場における取引制度の動向」（『社会経済史学』八七（一）、二〇二二年）、三四頁。
- (5) 具体的に、原氏は、農民の商品流通が展開しても村落共同体の枠組みが機能していたこと、宮本又郎氏は、農民米・木綿製品といった農民的商品が領主的市場で販売されたことなどから、それぞれ再検討を行っている（原直史『日本近世の地域と流通』山川出版社、一九九六年、一〇四―一〇五頁、宮本又郎『近世日本の市場と商業』（深尾京司・中村尚史・中林幸幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第二巻 近世』岩波書店、二〇一七年）、二五四頁）。米穀に関しては、落合功氏が、年貢米輸送は近世を通じて行われ、商品米と一緒の運搬も見られたことから、領主的商品流通か農民的商品流通かといった二元的な理解の限界性を指摘して

いる(落合功『近世の地域経済と商品流通』岩田書院、二〇〇七年、二七頁)。また伊藤氏は、萩藩が領民への食糧安定供給のため他国米(民間米穀流通)の移入を容認したことから、「飢餓移出」的な大坂廻米(領主的米穀流通)の進行が可能となったとしており(伊藤昭弘「萩藩における大坂廻米と領国市場」『瀬戸内海地域史研究』七、一九九九年、三四五頁)、注目される。

- (6) 東野将伸「近世後期の地域経済と商人」(『日本史研究』六七九、二〇一九年)、九四頁。東野将伸氏は、笠岡から大坂に輸出された畳表の売却代金が備中一橋領の大坂蔵元に持ち込まれ、その時大坂蔵元が発行した預り手形が年貢銀収納の際に正銀の代わりに大坂へ送られたことから、領主的な年貢銀収納ルートと商品流通ルートとの相互関係を指摘している(同、一〇〇〜一〇四頁)。本稿で取り上げる米切手代納も、領主の財政部門が発行した手形が年貢代納に使用されるという点では共通しており、領主―領民関係を検討する素材として有効と考える。

- (7) 拙稿「城下町津山における米切手と地域経済」(『論集きんせい』四一、二〇二〇年)、四五頁。

- (8) 以上、伊藤前掲書、二五三〜二五四頁。

- (9) 以上、安部前掲論文、三〇〜三二頁。

- (10) 田中誠二「近世の検地と年貢」塙書房、一九九六年(以下「田中前掲書b」とする)二七五〜二七七頁。ただし、当島・奥阿武・美祿の三宰判では年貢米を萩へ陸送し、山代宰判では年貢米ではなく紙で納入した。

- (11) 山口県文書館編『山口県史料 近世編 法制下』同、一九七七年、三五六〜三五七頁。適宜句読点の位置を変更し、傍線を付した(史料二・三も同様)。「御書付其外後規要集」は、吉田宰判の代官所が、当職からの触達などを、前半(寛永〜文化期)は主題別、後半(文化〜天保期)は編年で収録したもの(山崎一郎「萩藩代官所における文書管理と「御書付其外後規要集」の作成」(『瀬戸内海地域史研究』七、一九九九年)、三六八〜三七〇頁)。史料一〜三は、吉田宰判を含む全宰判に宛てられたものと思われる。

- (12) 「所務」は年貢の意(山口県文書館編『防長風土注進案 第二二卷 研

究要覧』山口県立山口図書館、一九六六年、九七頁)。

- (13) 郡の境界と宰判の境界は必ずしも一致しないものの、ここでの「郡」は「宰判」と同義と考えられる。実際、後掲表3で、文政一年に熊毛郡の上関宰判の村が同じく熊毛郡の熊毛宰判宛ての米切手で年貢を代納する際も「他郡御切手上納」と表現している。

- (14) 『山口県史料 近世編 法制下』、三五九頁。

- (15) 「御米御手当」について、藩から正米での年貢納入が難しい地域への補助として米が下されていたと推測されるが、詳細は不明。

- (16) 『山口県史料 近世編 法制下』、三六三〜三六四頁。

- (17) 「行形」は慣例の意(『防長風土注進案 研究要覧』、一七二頁)。

- (18) 田中前掲書a、四〇頁。

- (19) 小川前掲書、二七〜四二頁。

- (20) 藤村聡「近世中央市場の解体」清文堂出版、二〇〇〇年、一六九頁。

- (21) 以上、安部前掲論文、三三・三六〜三七頁。

- (22) 「防長風土注進案」は、萩藩が天保改革にあたり、宰判ごとに領内各町村の実態を調査させ提出させたもの(『防長風土注進案 研究要覧』、一頁)。成立時期は天保二年(一八四一)〜嘉永期にわたるが、数ヶ年の平均値が用いられており、近世後期の村落の様相を伝えるものと評価されている(三宅紹宣「幕末・維新时期長州藩の政治構造」校倉書房、一九九三年、四七頁)。管見の限り他郡切手代納は大島宰判・上関宰判にしか確認できなかったが、「防長風土注進案」は宰判によって精粗深淺の差があるため、両宰判以外で他郡切手代納が行われていなかったとは断定できない。

- (23) 穂本洋哉「前工業化時代の経済」ミネルヴァ書房、一九八七年、一六四頁、三宅前掲書、二六〜二八頁。

- (24) 請払一紙は、村の蔵における年貢の請(収入)と払(支出)の決算書(田中前掲書b、二七五頁)。

- (25) 以上、吉崎家文書一(一三八の四二)。安政元年の御用状綴(吉崎家文書一)に含まれていることから、同年のものと推測した。問屋について具体的には、「萩問屋藤山又右衛門」が「御切手代不足渡算用」を行って

いるという記述が見える（吉田家文書四七九―一五）。吉崎家文書・吉田家文書（山口県文書館所蔵）について、吉崎家・吉田家はいずれも家業として酒屋を営み、当該期には両家が、室津の地方（室津村）および隣接する尾国村の庄屋と、室津の浦方（室津浦）の年寄とを交代で務めていた（山口県文書館編『山口県文書館諸家文書目録七 上関町国行家文書・上関町佐倉谷家文書・上関町吉崎家文書』同、二〇〇五年、四一―四七頁、同編『山口県文書館諸家文書目録六 上関町吉田家文書』同、二〇〇二年、一―一〇頁）。

(26) 萩藩は毎年秋に年貢米を酒造家へ貸し付け、翌年三月に米切手で返済させていた（『防長風土注進案 研究要覧』、九三頁）。年貢代納と同様、返済する米切手に他郡切手を用いることで、地元食糧を確保したとみられる。

(27) 山口県文書館編『防長風土注進案 第六卷（上関宰判 下）』山口県立山口図書館、一九六三年、二五四―二五六頁。

(28) 以上、「諸事書留帳」（松岡利夫編『防長塩業史料集』山口県塩業組合連合会、一九六一年、三三五―三三七頁）。当該史料は、塩値段の下落などにより他郡切手購入の資金が調達できないとして、購入の期限を延長するよう願ったもの。「諸事書留帳」は三田尻塩田内の西ノ浦塩業組合所蔵史料で、『防長塩業史料集』ではそのうち塩業関係の事項を抜粋して収録している。

(29) 以上、「大島宰判本控」（両公伝史料二六九）。「宰判本控」（県庁伝来旧藩記録、山口県文書館所蔵）は、各宰判から郡奉行所へ提出された願書および詮議の結果を編年でまとめたもの（山口県編『山口県史 史料編近世四』山口県、二〇〇八年、八二頁）。「宰判本控」の閲覧にあたっては両公伝史料（同館所蔵）内の写本を利用した。県庁伝来旧藩記録は、明治期以降山口県庁で保存・利用されのちに山口県立山口図書館に移管された、旧萩藩庁文書を中心とする史料群。両公伝史料は、毛利敬親・元徳の伝記編纂事業のため収集された史料群（以上、山崎一郎「毛利家文庫の形成過程と文書群構造」〔『山口県文書館研究紀要』三七、二〇一〇年〕、五〇・六一―六三頁）。

(30) 「山口宰判本控」（山口市編『山口市史 史料編 近世一』山口市、二〇〇八年、三八一―三八二頁。萩藩では数種類の備荒貯蓄が存在したが、いずれも平素から古米を貸し付けて新米と入れ換えさせていた（『防長風土注進案 研究要覧』、九七頁）。

(31) 田中前掲書b、三二〇頁。

(32) 西川俊作『長州の経済構造』東洋経済新報社、二〇一二年、一三六頁。

(33) 安部前掲論文、三三頁。

(34) 以上、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』大阪大学出版会、一九九四年、八八―一一二―一一五頁。

(35) 例として広島藩では、畑が多く米収が乏しい地域や凶作により米納が困難な場合などに、勘定所が発行する差紙（米切手）での年貢納入（差次払い）を認めていた（広島県編『広島県史 近世一』広島県、一九八一年、三四五頁）。

(36) 徳島藩でも、米が作れない藍作地帯や山間地帯などにおいて、年貢を指紙（米切手）で上納していたが、村役人が指紙の相場の変動によって利ざやを稼ぎ、農民は不利益を被って一揆の一因となった（青木虹二・森嘉兵衛編『日本庶民生活史料集成 第一三卷 騒擾』三一書房、一九七〇年、九〇頁）。岡山藩でも、「木綿作・畑方之物成等」は「御蔵切手買入」で納めていたが、「百姓ハ不及申村役人共」の中に「御蔵切手先売」すなわち投機取引を行う者がおり、「切手相場之高下」し「上納方ニ相響」いっているとして、「先売切手取扱」の禁令が出されている（藩法研究会編『藩法集 第一下（岡山藩 下）』創文社、一九五九年、四四七頁）。

【付記】国文学研究資料館・山口県文書館（五十音順、順不同）の皆様におかれましては、史料閲覧に際して大変お世話になりました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。